

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務公募型プロポーザル実施要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

三県境地域創生会議 会長 萩原 誠 司

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務（以下「ガイドブック制作業務」という。）について、三県境地域創生会議では、兵庫県、鳥取県及び岡山県の県境に隣接した兵庫県宍粟市、同県上郡町、同県佐用町、鳥取県智頭町、岡山県美作市、同県西粟倉村（以下「6市町村」という。）に外国からの観光客を集客することを目的に、豊かな自然、歴史・文化、食、癒し、温泉など6市町村の魅力を満載したガイドブック制作業務に最適な者を特定する為の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、ガイドブック制作業務とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次の資格を有していなければならない。ただし、第5条の参加表明書等の提出の日から契約締結の日までの間に、6市町村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 単体企業で参加表明書等を提出すること。
- (2) 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安全かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (4) 第5条の参加表明書等の提出時において、6市町村から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(公募の公告)

第4条 会長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件及び業務内容その他プロポーザルに必要な事項を6市町村の掲示場への掲示及び6市町村のホームページへの掲載等の方法により公告するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 第3条に該当する者で、委託に係るプロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を会長に提出するものとする。

(決定)

第6条 三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務選定公募型プロポーザル審査委員会は、別に定める評価基準等に基づき、受託候補者及び次順位者を決定し、選定理由を付して会長に報告するものとする。

2 会長は、決定した提出者に対して、決定した旨を通知するものとするとともに、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨を通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切受けない。

(契約の締結)

第7条 会長は、前条により決定した受託候補者と当該対象業務に係る契約交渉を行う。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次順位者を契約の相手方とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。